

## 新たに就農された・される方々へ

問 農林振興課 営農推進係  
☎476-1111 (515・514)

### ■新たに就農された方々へ

町では以下の方を対象に補助金を交付しています。

#### 【対象者】

平成30年度までに就農された方で、大崎町に居住し、就農計画に基づき一定規模の農地又は施設等の保有予定者で次のいずれかの要件を満たす方

- (1) 新規学卒者 (2) 新規参入者 (概ね45歳以下) (3) Uターン者 (概ね45歳以下)

※以前、新規就農奨励補助金の交付を受けた方は対象外です。

区分	金額	備考
新規学卒者等補助金 (Uターン者を含む)	200,000円	一時金

その他、新規参入者を対象とした農業次世代人材投資事業などございますのでご相談ください

### ■新たに親元に就農される方々へ

大崎町における農業の担い手の確保及び育成を図り、親等である農業者の後継者としてUターン後就農しようとする方に就農支援を行うことを目的として、以下のとおり補助金を交付します。

#### 【対象者】

町内の農業者の子、又は孫等で、本町に定住する意思を持って転入した方で、後継者として営農計画に基づき就農しようとする、次のすべての要件を満たす方。

- (1) 年齢が46歳以上65歳以下の方
- (2) 年間農業従事日数が150日以上見込まれる方
- (3) 本町の住民基本台帳に記録されてから3年以内の方
- (4) 補助金の交付開始後、5年以上町内に住所を有し、農業に従事すること
- (5) 農業以外の職業従事を主にしないこと
- (6) 農業次世代人材投資事業の交付を受けていない方

※上記の要件は、いずれも申請時におけるものとします。



区分	金額	備考
親元就農支援補助金	月額5万円 (補助期間は最長24月)	毎年10月末及び3月末交付